

浜松市告示第173号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月24日

浜松市長 中野 祐介

指定介護機関の 名称又は氏名	指定介護機関の 所在地又は住所	事業種類	変更事項	変更内容		変更年月日
すみれ	浜松市天竜区山東 2 6 1 4 番地の 2	居宅介護支援	所在地	旧	浜松市天竜区船明 4 3 6 番地	令和 7 年 1 0 月 1 日
				新	浜松市天竜区山東 2 6 1 4 番地の 2	